

フランス・ベルギー保険契約法 —憲法規範・条約規範の影響—

愛知学院大学 山野 嘉朗

1. はじめに

本報告が対象とするフランスおよびベルギーの保険法に関し、近年もっとも注目されるのは、保険契約法の諸規定が上位規範である憲法規範や条約規範に抵触するものとして訴訟が提起され、条文によっては法改正を余儀なくされているという状況である。本報告は、その概要を紹介すると共に若干の検討を試みるものである。

2. 違憲訴訟と保険契約法

2-1. フランスの法状況（法律の事後審査<違憲立法審査>制度である QPC の導入とその影響）

フランスでは、2008年の憲法改正により、法律の事後審査<違憲立法審査>制度（「合憲性に関する優先的問題」(La Question Prioritaire de Constitutionnalité : QPC)）が導入された。違憲立法審査は次のようなプロセスで行われる。

事実審裁判所で違憲の申立てがなされた場合には、まず、当該事実審が選別を行い、これを通過すると、司法裁判所系統であれば破毀院に移送され、そこでさらに選別がなされる。そして、この選別を経て、憲法院による憲法判断がなされることになる。

まず、第1段階の選別（破毀院・コンセイユ・デタへの移送の可否）については、次の三つの要件が定められている。①違憲の申立ての対象となっている法律規定が訴訟もしくは手続に適用され、または訴追の基礎をなすこと、②当該条項が、憲法院判決の理由および主文において合憲であると判断されていないこと（ただし、事情の変更がある場合はその限りでない）、③問題が重大性を有すること。

次に、第2段階の選別（憲法院への移送の可否）については、第1段階の①、②の要件に加え、問題の新規性および重大性が要件とされている。

この制度は様々な法分野で積極的に利用されているが、保険契約法の規定についても、違憲の申立てがなされている。その代表的な判例は次のとおりである¹。

(1) 破毀院第2民事部 2010年10月21日判決

次のような申立てがなされた。保険法典 L.114-2 条²は、時効は保険事故後の鑑定人の選任により中断すると規定するが、これは被保険者が有効な裁判上の請求を行う権利を剥奪しているので、1789年8月26日の人権宣言第16条（権利の保障）に鑑み、違憲の疑いがある。

これに対し、破毀院は次のように判示して、移送不可とした。

訴権について、時効の中断は保険金の支払に関しては保険契約者が保険者に宛てた配達証明付書留郵便の送付によって生じうる、と定める保険法典 L.114-2 条は、被保険者が有効な裁判上の請求を行う権利を実質的に侵害していない。

この事案は、被保険者である建築業者が、その責任保険者に対し保険金請求手続を行わなければならない時効にかかってしまうが、時効を中断するには、配達証明付書留郵便を保険者に送付すればよい。ところが、被保険者の弁護士がこれを怠ったようであり、同弁護士がその賠償責任を免れるために保険契約法の規定の違憲性を主張したようである。本判決は、当該問題の新規性も重大性も否定しているが、時効中断手続き自体は、とりわけ煩雑でもなく、利害関係人に過度の負担を課すものでもないと思われるので、当然の結論であろう。

(2) 破毀院第2民事部 2011年1月13日判決

保険法典 L.132-5-1 条は、生命保険契約およびカピタリザシオン契約についてクーリング・オフの権利（行使期間 30 日）を定める。クーリング・オフ期間内に配達証明請求付書留郵便によって同権利が行使されると、払込済の金銭の全額の返還義務が生じる。保険者がこの義務を怠ると、未返還の金銭について、期間経過後 2 ヶ月までは法定利率の 5 割増の利息が、同 2 ヶ月の期間経過後は法定利率の 2 倍の利息が法律上当然に生じる。このような仕組みは、人権宣言第 8 条（厳

¹ 違憲の申立ては交通事故賠償の領域でも多数なされている（それらの問題も含め、山野嘉朗「憲法的価値理念と保険関連法規—フランスにおける QPC（合憲性に関する優先問題）判例および男女別料率制度に関する EU 司法裁判所 2011 年 3 月 1 日判決を中心に」生命保険論集 177 号 1 頁（2011）参照）。

² 同条は次のように規定する。「時効は、通常の時効中断事由および保険事故後の鑑定人の選任により中断する。これに加え、訴権について時効の中断は、保険料支払請求訴訟に関しては保険者が保険契約者に宛てた配達証明付書留郵便の送付、保険金の支払に関しては保険契約者が保険者に宛てた配達証明付書留郵便の送付によって生じうる。」

格かつ必要でない刑罰の法定の禁止)、第4条(権利行使の限界)、第16条(権利の保障)・17条(所有の不可侵)に対応しない自動的な制裁であって、憲法違反であると保険者は主張した。

これに対して、破毀院は、生命保険契約およびカピタリザシオン契約に関するクーリング・オフの規定である保険法典 L.132-5-1 条は、憲法が保障する権利と自由を侵害しているとはいえないと判示して、移送不可とした。破毀院は、その主な理由として、「保険者が書類の交付および情報提供を怠った場合は、クーリング・オフ期間が法律上当然に延長されるが、保険者は、いつでも、上記義務を履行することによって、期間の延長を阻止することができるのである。保険者は、保険申込人がクーリング・オフの権利を行使することによって、払込金額の全額を返還しなければならないが、それは効果的かつ衡平であるし、抑止力も有している。」と判示している。

クーリング・オフの権利は消費者保護を実現するためのものである。保険者と保険契約者(保険消費者)との間のバーゲニング・パワーの不均衡を解消する目的の下で、契約自由の原則が制約されるのは致し方ないし、クーリング・オフ制度の実効性を確保するために所定の制裁を課すことはやむを得ないことであるから、判旨は正当である。

(3) 破毀院第2民事部 2011年10月19日判決

保険法典 L.132-12 条(生命保険金請求権の固有権性)および L.132-13 条³は、持戻しに関する規律および遺留分減殺に関する規律が、生命保険契約を締結した者の死亡時に所定の保険金受取人に支払われるべき保険金または年金には適用されず、かつ、保険料が少なくとも契約者の資力に比して明らかに過大でなかった場合には保険料にも適用されないと定めるが、これがフランス憲法の定める法の前平等原則に違反するとの申立てがなされた。

これに対し、破毀院は、これらの規定は、それ自体、相続人間に差別を生ぜしめるものではないし、平等原則に違背するものでもない。また、過大な保険料は、裁判官が、これを相続財産に持ち戻すことができるのであるから、保険法典

³ ①「契約者が死亡した場合に、指定された保険金受取人に支払われる保険金または年金には、相続財産への持戻しに関する規定および契約者の相続人の遺留分侵害による減殺に関する規定が適用されない。」

②「この規定は、契約者が保険料として支払った金額に対しても、それが契約者の資力に比して明らかに過大であった場合を除き、適用されない。」

L.132-12 条および L.132-13 条について提起された問題には重大性が認められないと判示して、憲法院の移送を認めなかった。

この点については、以下に述べるとおり、ベルギーでも議論がなされ、フランスとは異なる判断が見られる。

2-2. ベルギーの法状況（生命保険金と持戻し・遺留分減殺）

（1）憲法院 2008 年 6 月 26 日判決

3 人の兄弟姉妹のうちの 2 人（Y ら）が、母親 A が締結した生死混合保険の死亡保険金受取人に指定されていた。上記 3 人の兄弟姉妹から Y らを除いた X が、Y らが受領した生命保険金の相続財産への持戻しを主張したという事案である。本件事案を担当していたアント控訴院は、陸上保険契約に関する 1992 年 6 月 25 日の法律第 124 条⁴は、次の点に関し、憲法第 10 条および第 11 条⁵に違反するのではないかと、という質問を憲法院に提起した。被相続人の貯蓄の努力が証券その他の貯蓄財産の購入で示される場合には、遺留分を主張できる。換言すれば、遺留分減殺請求が可能となるのに、生命保険契約が技術的観点から見て、以上とは別異の方法で示された貯蓄形式である場合にすら、その効果として、生死混合保険という形式で被相続人が行う貯蓄取引の場合に遺留分を主張できない。

これに対し、ベルギー憲法院は、「持戻しおよび減殺に関しては、生命保険契約の受益者である遺留分権利者たる相続人と贈与のように生命保険契約以外の無償譲与の受益者である遺留分権利者たる相続人を別異に扱うことに正当性はない。2 つの場合において、遺留分侵害の危険は、上記第 124 条が定める持戻しおよび遺留分を制限することについて、客観的かつ合理的な説明を提供できるほど異なるものではない。

陸上保険契約法第 124 条は、生死混合保険の形式による被相続人の貯蓄取引の場合の保険金に関して遺留分を主張できないという効果を有する点で憲法に違反する。」と判示した。

⁴ 同条は次のように規定していた。「保険契約者が死亡した場合は、払込保険料が保険契約者の資産に鑑み、明らかに過大である限り、保険契約者が支払った保険料だけが持戻しおよび遺留分減殺の対象となる。但し、持戻しおよび遺留分減殺は支払期限の到来した保険金額を超えることはできない。」

⁵ 憲法第 10 条は、法の前平等の規定で、同 11 条は権利・自由の保持の規定である。

(2) 憲法院 2010 年 12 月 16 日判決

上記 2008 年判決は、結論として遺留分との関係で陸上保険契約に関する 1992 年 6 月 25 日の法律第 124 条が違憲であると結論づけただけであり、持戻しに関する判断については白紙であった。そこで、2010 年になって、1992 年 6 月 25 日法第 124 条は、生死混合保険の形式で被相続人が貯蓄取引を行った場合に持戻しを主張することができないという効果をもたらす点において憲法 10 条および 11 条に違反するか、という質問がリエージュ第 1 審裁判所から提起された。これに対し、憲法院は、次のような趣旨の判断を示して、違憲性を否定した。

法律が規定する場合においてしか遺留分権利者からの請求を回避できず、かつ、遺留分権利者たる相続人しか主張できず、かつ、被相続人にとっては処分不可能な遺留分とは異なり、持戻しについては、単なる贈与者の意思によってこれを免除することができるように、相続人からの持戻請求を回避できる。このように、民法典が定める贈与と遺贈の場合は持戻義務が推定されているのに対し、保険法（生命保険契約を利用した贈与）では持戻免除が推定されていると考えられるが、いずれの場合も、被相続人は、その意思を優先させることができるので、両者の扱いの差異をもってこれを妥当でないと評価することはできない。

(3) 法改正（2012 年 12 月 10 日の法律・2014 年 4 月 4 日の法律）

以上の判例を受けて、ベルギーの立法者は法改正に取り組むことになった。その結果、1992 年 6 月 25 日の陸上保険契約法第 124 条の規定は次のように改正された⁶。

「保険契約者が死亡した場合は、保険給付は民法典に従い遺留分減殺に服する。保険契約者が明示的にその意思を表示した場合に限り、保険給付は持戻しに服する。」

なお、ベルギーでは、2014 年の保険法の大改正が行われた⁷（保険に関する 2014 年 4 月 4 日の法律）。その結果、上記規定は第 188 条とナンバリング変更された。

3. EU 法およびヨーロッパ人権条約と保険契約法

3-1. 男女差別規定（EU 司法裁判所大法廷 2011 年 3 月 1 日判決）

⁶ 以上の経緯については、山野嘉朗「第三者のためにする生命保険契約をめぐる新たな動向—フランス法・ベルギー法を中心に」生命保険論集 187 号 68 頁以下（2014）参照。

⁷ この法律の概要については、山野嘉朗「ベルギーにおける保険法改正の動向—2014 年の法典化を中心に」生命保険論集 196 号（2016）1 頁参照。

EUでは、原則として2007年12月21日以降に締結されるすべての保険契約における男女別料率差別を禁止しつつも、例外として、性別の使用が正確なデータに基づくものであって、かつ、それに関する情報を収集・公表・更新した上で2012年12月21日以後に再検討することを条件として性別の利用を認めていたが、この点が問題とされることになった。

ベルギーの消費者団体であるテスト・アシャ等は、ベルギーの憲法裁判所に対し、2004年12月13日の理事会指令2004/113/EC第5条第2項を国内法化した規定である「男女差別と戦う2007年5月10日の法律」を保険に関する性別の扱いに関して改正した、2007年12月21日の法律が男女均等原則に反すると主張して、その無効を求めて訴えを提起した。この法律は、上記指令の有効性に関わる問題であるため、同裁判所は、EU法が認める男女の待遇の平等原則という上位規範に下位規範である上記適用除外規定が適合するものであるか否かの判断をEU司法裁判所に求めた。

同裁判所は、次のように判示した。

「保険サービス分野における指令2004/113の目的は、同司令第5条第1項に反映されているように、保険料および保険給付における男女同一原則の適用にある。指令2004/113の説明18は、男女間の平等待遇を保証すべく、保険数理的要素としての性別の利用は、個々の被保険者についての保険料率および保険給付において格差を生じさせてはならない、と明確に述べている。同指令の説明19は、『適用除外』を認める選択権として、加盟国に付与された、男女同一原則を適用しないという選択権について述べている。・・・指令2004/113は、憲章第21条および第23条で述べられている男女の平等待遇の原則を適用するために、締結された保険の料率および給付に関しては、男女の個々の立場が同等である、という前提に立っているのである。」

「以上から、指令2004/113第5条第2項に定める男女の平等待遇に対する適用除外が無期限に存続する危険がある。」

「当該加盟国が、男女同一の保険料率および保険給付の原則の適用除外を暫定期限なく維持することを可能とする指令2004/113第5条第2項は、指令2004/113の目的である男女間の平等待遇という目標の達成を阻害し、かつ、憲章第21条および第23条と矛盾する。」

「それ故に、上記規定は適当な暫定期間の終了をもって無効とみなされなければならない。」

「以上に照らし、指令 2004/113 第 5 条第 2 項に対する最初の質問に対する回答は、2012 年 12 月 21 日以降は無効とする。」

その結果、加盟国においては同日以降、男女別料率の使用が不可能となった。

(1) フランスの対応

これに対応すべく、フランスでは、保険法典 L.111-7 条の内容を、2013 年 7 月 26 日の法律により改正した。

(2) ベルギーの対応

ベルギーでは、男女差別と戦う 2007 年 5 月 10 日の法律 (2007 年 12 月 21 日に保険に関する性別の扱いに関して改正) 第 10 条を 2012 年 12 月 19 日の法律により改正した。

(3) EU 裁判所法務官意見

EU 裁判所判決には法務官の意見が付されていた。その要旨は次のとおりである。性別を理由とする直接的差別は男女間の有意な格差が存在する確実性が証明される場合にのみ正当化されるが、保険料率設定の根拠となる統計のみを根拠とする確実性は存在しない。というのも、危険評価には、個人の生活習慣やライフスタイル等の様々なファクターもまた大きな役割を果たしているからである。そのようなファクターを無視して、実務上その利用が困難だからという理由で、性別という大雑把なファクターを利用することは男女の平等待遇の原則に反するし、単一料率制度の採用によって被保険者の一部または全部の保険料が上昇するという財政的な理由が男女差別を許容する実質的根拠とはなり得ない。

(4) 業界・学説の反応

EU 裁判所判決に対しては、業界側の次のような反応が見られた。保険消費者の利益は、各人が各人のリスクの担保価格を支払うことができるという意味で、最良の価格で保険を購入することにある。リスクに応じた分類は、保険の特性であって、同種のリスクが同等に扱われる限り、差別とはいえない⁸。また、単一料率の採用によって「自動車リスクが社会保障化する」(内部補助)という指摘もなされている⁹。

同判決に対しては、次のような学説の指摘も見られる。集団として性別を捉えれば、平均余命に関して男女が平等でないことは客観的に見て明らかであるし、

⁸ B. Rajot, La prise en compte du sexe de l'assuré en tant que facteur de risques dans les contrats d'assurance constitue une discrimination, RCA. 2011, Alertes 8.

⁹ F. Bozzo et C. Dufrière, L'Europe pulvérise la segmentation, L'Argus, 11 mars 2011, p. 16.

生命表は全体として女性が男性より長寿であることを示している。保険は、リスクに応じ、かつ、リスクにさらされている程度に応じ、個々の被保険者を分類するものではない。リスクの分散は、客観的に決められた被保険者のカテゴリーについての集団的な料率設定に当然に通じている。保険は、団体の論理に基づいて機能している。団体の論理に従えば、優良危険は常に不良危険に対して若干の補助金を支払うことで連帯が実現され、予防的行動も促進される。完全には機能しないものであっても、保険は、団体的正義と配分的正義を両立させるものである。これに対し、EU 司法裁判所の視点は個人主義的である¹⁰。

3-2. 裁判権と時効（ヨーロッパ人権裁判所 2009 年 7 月 7 日判決とベルギー法改正（2014 年 4 月 4 日の法律第 89 条））

（1）事案の概要と判旨

父親の死亡の結果、当時未成年であった 2 名の子 X らが、父親が契約していた生命保険の保険金請求権を取得した。2 名の子の法定財産管理人である母親 Y₁ は Y₂ 保険会社から保険金の支払を受け、同保険金額を銀行に預金していたが、これを費消した。成人した X らは、Y らに対し、保険金額の支払を求める訴訟を提起した（その後、X らは Y₁ と和解）。管轄裁判所は時効を理由に X らの Y₂ に対する請求（その法的根拠は、後見裁判官の許可を受けることなく法定代理人に保険金を支払ったという過失に求められる）を棄却した。そこで、X らは、未成年の間は自ら訴えを提起することができないにもかかわらず、未成年の間も時効は停止しないと判示した点で、ベルギーの裁判所は実質的な訴権を剥奪しており、ヨーロッパ人権条約第 6 条¹¹に違反していると主張して、ヨーロッパ人権裁判所に提訴した。同裁判所は、時効期間を厳格に適用することは、原告の裁判を受ける権利の行使を妨げることになり、ヨーロッパ人権条約第 6 条第 1 項に違反すると判示した。

¹⁰ L. Mayaux, note sous CJUE, 1^{er} mars 2011, JCP. G., 2011 465.なお、以上の詳細については、山野・前掲注（1）19 頁以下参照。

¹¹ ヨーロッパ人権条約第 6 条前段は次のように規定する。「すべての者は、その民事上の権利及び義務の決定又は刑事上の罪の決定のため、法律で設置された、独立の、かつ、公平な裁判所により、妥当な期間内に公正な公開審理を受ける権利を有する。」

(2) ベルギー法改正

ベルギーでは、上記判決を受けて、2014年の法改正により、未成年については成年に達する日まで時効が進行しないと規定した（第89条第1項¹²）。

3-3. 生命保険金と持戻し・遺留分減殺（フランス破毀院第1民事部2014年3月19日判決）

Aとその夫Bは、保険金受取人を長女であるYおよびYの子であるCと指定する複数の生命保険契約を締結した。A夫婦の息子であるXらは、Yに対し、Aが支払った保険料が過大であるとして、保険料の相続財産への持戻しを求めるとともに、一方、保険法典L.132-13条の規定がヨーロッパ人権条約（差別禁止規定¹³）に適合しないと主張して、支払済保険金額を持戻しおよび遺留分減殺の対象とするよう主張した。

保険法典L.132-13条の規定がヨーロッパ人権条約に適合しないという理由を退けた原審判決を不服として、Xらが上告したところ、破毀院は、次のように判示して上告を棄却した。

「保険法典L.132-13条は、持戻しおよび遺留分減殺に関する相続法規は生命保険契約者が保険料の名目で支払った金額に適用されないと定めているが、これは遺留分権利者たる相続人間に、同相続人が受益者であるか否かによる区別をもたらすものではない。何故ならば、同条により、両者のいずれに対しても持戻しおよび遺留分減殺に関する相続法規が適用されないからである。控訴院は、人権および基本的自由の保護のための条約の規定に反することなく、Xらの持戻しおよび遺留分減殺の請求を棄却したのであるから、上告理由は根拠がない。」

この事案については、学説の次のような指摘が見られる¹⁴。差別があるとするならば、それは保険法典L.132-13条の条文のせいではなく、人の意思のせいである。法律を利用して利益を得させるべく、生命保険を介して相続人を有利に

¹² ベルギー新保険法第89条第1項は、「未成年者、禁治産者およびその他の無能力者に対する時効は、成年に達した日または能力が回復した日までは進行しない。」と、規定している。

¹³ ヨーロッパ人権条約第14条は次のように規定する。「この条約に定める権利および自由の享有は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、国内少数者集団への所属、財産、出生または他の地位等によるいかなる差別もなしに、保障される。」

¹⁴ L. Mayaux, *L'exclusion des règles du rapport et de la réduction est conforme à la Convention européenne des droits de l'homme*, RGDA. 2014. 279 et 280.

扱おうと決めたのは保険契約者であって、直接に恩恵を与えているのは法律ではない。本判決も、まさにこのような理解に立っているものと思われる。

ところで、人権裁判所によっても、取扱の差異（区別）が正当な目的によるものであり、かつ、探究された目的と採用された手段との間に比例的な関係があれば、当該区別は許容されていると解されているので¹⁵、本件判旨は妥当と思われるし、フランスの学説上の異論のないところである。

4. 総括と日本法への示唆

基本的人権と保険法の関係がわが国で論じられることはほとんどないが¹⁶、ヨーロッパ、とりわけフランスとベルギーでは、近年、これが大いに論じられている。保険制度は経済合理性という価値基準を基に構築されている。他方、法の世界には、法の下での平等・差別禁止という価値基準が存在する。フランスやベルギーでは、裁判という場において、これらの価値基準の衝突が起こっている。このような議論が、わが国の法解釈論や立法論に直ちに影響を与えるものではないが、国際化が急速に進む中で、今後は、保険取引においても各国の価値基準の差異に留意しなければならない場面が増えてくるものと予想される¹⁷。

¹⁵ 福田健太郎「破毀院判例に見る平等原則—ヨーロッパ人権条約 14 条の適用を中心に」青森法政論叢 12 号 61 頁、62 頁（2011）。

¹⁶ 日本国憲法第 14 条第 1 項の法の下での平等について、判例は、「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきである」として、「事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすること」を認めている（最大判昭和 39 年 5 月 27 日民集 18 卷 4 号 676 頁）。すなわち、社会通念上合理的な根拠に基づき必要と認められる場合は平等原則に反しないことになる（最大判昭和 33 年 3 月 12 日刑集 12 卷 3 号 501 頁等）。このような合理性の基準に従えば、男女別料率は、社会通念上の合理的な待遇格差と考えることができようか。もっとも、わが国では、抽象的違憲審査制が採用されておらず、付随的違憲審査制が採用されているので（憲法第 81 条）、男女別料率制度の違憲性を直接問うことはできないし、それが私的紛争（民事訴訟）の中で問われるというケースは想定し難い。

¹⁷ 欧州では、早くから男女差別の撤廃に向けた政策を進めてきた。たとえば、年金に関しては、EC 裁判所 1990 年 5 月 17 日判決が、年金受給に際しても男女均等待遇原則が適用されると判示し、その後の法整備につながっている（山野嘉朗「年金制度における男女差別に関する EC 裁判所 1990 年 5 月 17 日判決—Berber 事件」愛知学院大学法学研究第 34 卷第 1 号 51 頁（1991））。性別分類の是非および経済的意義については、米国内において先行的に論じられているが、その点については、堀田一吉『保険理論と保険政策—原理と機能』37 頁以下（東洋経済新報社、2003）参照。なお、米国における料率算定要素に関する規制にも言及している著書として、S・E ハリントン＝G・R ニーハウス著（米山高生＝箸方幹逸監訳）『保険とリスクマネジメント』251 頁以下（東洋経済新報社、2005）参照。また、保険数理的公平性と社会的公平性・公共性に関する問題を扱う論稿として、宮地朋果「保険における危険選択と公平性」保険学雑誌 614 号 41 頁（2011）参照。

最後に、以上の問題について簡単にコメントしておきたい。

第一に、フランスの保険契約法の規定についての違憲立法審査権の行使についてであるが、最初の2件の判決において原告は相当に無理な憲法解釈を展開している。最高裁は、憲法院への移送を認めていないが、これはQPCの選別機能が健全に機能していることを示すものである。

第二に、フランス・ベルギー両国において、大きな争点となっているのは、生命保険金と持戻し・遺留分減殺との関係で第三者のための生命保険契約法の規定が憲法規範、条約規範に抵触するかという問題である。フランスの最高裁は、保険契約法の規定は、過大な保険料は相続財産への持戻しの対象となるのであるから、それなりにバランスが取れており、憲法の基本的人権としての平等原則を犯すものでもないし、差別の禁止という条約規範にも抵触するものではないと解している。これに対し、ベルギーでは、生死混合保険の形式による被相続人の貯蓄取引の場合の保険金に関して遺留分を主張できないという点を違憲と判断し、法改正にまで至っている。フランスの個人生命保険では貯蓄型が主流であり、ベルギーでも貯蓄型の生命保険が多く開発・販売されている。保険金受取人に指定されなかった共同相続人や遺留分権利者から見れば、第三者のためにする貯蓄型の生命保険は、実質的には、保険契約者から保険金受取人に対する無償譲与であって、保険金請求権の固有権性を理由に保険金受取人に特権を与えることは不当であり、憲法規範や条約規範に抵触するということになるのであろう。フランスの保険法学説はフランスの最高裁の判断を支持しているが、民法学説の中には、ベルギーの最高裁の判断を支持するものも見られるので、今後も議論は続いていくように思われる。こうした動向は、わが国の法解釈に対しても示唆を与えるものと思われる¹⁸。

第三に、裁判権と時効に関しては、ヨーロッパ人権裁判所の判断は妥当であり、また、これを受けたベルギーの法改正も適切であろう。

¹⁸ わが国の最高裁は、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当であると判示している（最決平成16年10月29日民集58巻7号1979頁）。他方、判例は、遺留分減殺については、保険金請求権は固有の権利として原始取得される以上、死亡保険金受取人の変更行為は遺贈または贈与に当たらないという理由で、その適用を否定している（最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁）。なお、わが国では、持戻しはもとより、遺留分減殺も認めるという見解も有力である。

第四に、男女差別規定の問題については、EU 裁判所法務官意見が、同裁判所の立場を代弁していると考えられる。同意見は、男女間料率の格差が絶対的に禁止されるべきであるとまでは述べていない点に注目する必要がある。それは、性別を理由とする直接的差別は男女間の有意な格差が存在する確実性が証明される場合にのみ正当化されると指摘していることから明らかである。同意見は、個人の生活習慣やライフスタイルといった性別以外のファクターも重要であって、これを無視して、性別というアバウトなファクターを利用することが男女の平等待遇の原則に反すると主張している。したがって、男女間の有意な格差が存在する確実性の立証ができた場合は、差別ではなく合理的な区別と解される余地が残されている。しかしながら、その立証は困難であろうから、保険業界としては、性別に代替するリスク・ファクターを探究せざるを得ないということになるだろうか¹⁹。

EU 裁判所判決に対する業界や学説の反応は、経済合理性を背景とする保険の論理からすればもっともと思われる。しかし、そのような論理は、保険領域においてのみ通用する論理とみることもできよう。基本的人権（平等原則等）という保険領域外の価値理念によって、それまで当然と考えられていた保険制度およびこれをバックアップする保険法の規定の修正が求められる可能性もあろう²⁰。

なお、性差別禁止という価値理念に対しては、合理性の有無という判断基準を加味することが許されるであろうし、男女間の有意な格差の確実性が証明されれば、男女別料率を「合理的な区別」と判断することも可能と考えられる。もっとも、合理性の判断は必ずしも容易でないし、今後も、様々な議論が展開されていくように思われる。

¹⁹ 堀田・前掲注（17）42-43頁は次のように指摘する。性別料率を走行距離や運転歴等で代替させることはある程度可能であるが、それらは既に採用されており特に新しい要素ではない。それらは、より個別の行動を保険料に反映させる意味において非常に好ましいといえるが、それも十分なリスク分類を実現させるものではない。

²⁰ エイブラハムは次のように述べている。リスク分類においては、許容性（admissibility）というファクターもクリアーする必要がある。すなわち、人種、性別、年齢のように、予測力を持ち、効率を促進しうる変数であっても、その使用が社会的、法的、道徳的に認められないことがある（K. S. Abraham, *Distributing Risk; Insurance, Legal Theory and Public Policy*, Yale Univ. Press, 1986, p.76）。また、その変数は疑わしいものであってはならない。たとえば、平均余命の計算に最近の健康改善や労働場所といった特徴が考慮されていなければ、当該変数の利用に十分な証明力がないと判断される場合がある（Abraham, *Ibid.*, p. 93）。